

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 令和2年5月14日

【四半期会計期間】 第32期第2四半期(自 令和2年1月1日 至 令和2年3月31日)

【会社名】 新日本製薬株式会社

【英訳名】 Shinnihonseyaku Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 後藤 孝洋

【本店の所在の場所】 福岡県福岡市中央区大手門一丁目4番7号

【電話番号】 092-720-5800 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部部长 廣場 優一

【最寄りの連絡場所】 福岡県福岡市中央区大手門一丁目4番7号

【電話番号】 092-720-5800 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部部长 廣場 優一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第31期 第2四半期 累計期間	第32期 第2四半期 累計期間	第31期
会計期間		自 平成30年10月1日 至 平成31年3月31日	自 令和元年10月1日 至 令和2年3月31日	自 平成30年10月1日 至 令和元年9月30日
売上高	(百万円)	16,546	16,834	33,570
経常利益	(百万円)	1,419	1,103	2,828
四半期(当期)純利益	(百万円)	865	685	1,824
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	-	-	-
資本金	(百万円)	3,130	3,826	3,826
発行済株式総数	(株)	20,581,300	21,611,300	21,611,300
純資産額	(百万円)	10,407	13,087	12,758
総資産額	(百万円)	15,805	18,159	18,575
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	74.62	31.74	113.99
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	31.62	113.96
1株当たり配当額	(円)	-	-	17.50
自己資本比率	(%)	65.8	72.0	68.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,242	697	1,992
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	539	105	943
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,263	464	6,567
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	8,922	10,700	10,576

回次		第31期 第2四半期 会計期間	第32期 第2四半期 会計期間
会計期間		自 平成31年1月1日 至 平成31年3月31日	自 令和2年1月1日 至 令和2年3月31日
1株当たり四半期純利益	(円)	23.43	11.21

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、非連結子会社及び関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第31期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
5. 平成31年3月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間及び当四半期報告書提出日(令和2年5月14日)現在において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」につき、以下の追加すべき事項が生じております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日(令和2年5月14日)現在において当社が判断したものであります。

令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス感染症のその後の世界的な感染拡大、国内の感染拡大に伴い、消費者の購買行動の変化や購買意欲の減退がみられます。また、中国企業との取引の停滞やサプライチェーンへの影響等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がありますので、今後の状況を注視してまいります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動減の影響を一部受けつつも、雇用・所得環境の改善は緩やかな回復基調で推移しておりました。しかし、米中貿易摩擦問題の影響等による減速感や新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響が加わり、雇用情勢や個人消費に影響を与える懸念から、国内外の景気の先行きは不透明な状況にあります。

このような市場環境のもと、当第2四半期累計期間におきましては、消費税率引き上げに伴う前事業年度への売上前倒しによる反動の影響と新型コロナウイルス感染症による影響は一部あったものの、通信販売を中心に、主力商品であるパーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズが堅調に推移し、前年同期を上回る売上高となりました。

通信販売においては、前述したパーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズをご利用のお客さまに、3種類の福袋などの冬季限定商品、春先に向けてのスキンケアコフレ、ヘルスケア商品などの併売促進に継続して取り組みました。加えて、外部ECモールでは広告投資を拡大した結果、販売は好調に推移し、売上高は拡大いたしました。

直営店舗販売・卸売販売においては、新型コロナウイルス感染症の影響により客足の減少は一部みられましたが、バラエティショップやGMS(1)を中心に取扱店舗数の増加や売り場の拡大施策に継続的に取り組んだ結果、売上高は順調に推移しております。

海外販売においては、新型コロナウイルス感染症により中国への商品出荷が一時停止となるなどの影響を受けましたが、第1四半期累計期間において中国を中心に売上高が好調に推移していたことから、当第2四半期累計期間の売上高は前年同期を上回る結果となりました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は16,834百万円(前年同期比1.7%増)、営業利益は1,098百万円(前年同期比24.1%減)、経常利益は1,103百万円(前年同期比22.3%減)、四半期純利益は685百万円(前年同期比20.7%減)となりました。

なお、当社の事業セグメントは化粧品、ヘルスケアに関わる商品の通信販売、直営店舗販売・卸売販売及び海外販売であります。直営店舗販売・卸売販売及び海外販売の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

当第2四半期会計期間末における総資産は18,159百万円となり、前事業年度末に比べ416百万円減少となりました。これは主に、売掛金の減少495百万円、現金及び預金の増加124百万円及び商品の増加119百万円等によるものであります。

負債は5,071百万円となり、前事業年度末に比べ746百万円減少となりました。これは主に、未払法人税等の減少398百万円及び未払金の減少348百万円等によるものであります。

純資産は13,087百万円となり、前事業年度末に比べ329百万円増加となりました。これは主に、四半期純利益の計上685百万円及び配当金の支払いによる減少378百万円等によるものであります。

1 General Merchandise Store (総合スーパー)

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ124百万円増加し、10,700百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とその要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは697百万円の収入(前年同期比545百万円の収入の減少)となりました。主な要因は、税引前四半期純利益1,100百万円、売上債権の減少495百万円及び法人税等の支払による支出754百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは105百万円の支出(前年同期比433百万円の支出の減少)となりました。主な要因は、固定資産の取得による支出109百万円、投資有価証券の取得による支出44百万円及び投資有価証券の売却による収入30百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは464百万円の支出(前年同期比5,728百万円の収入の減少)となりました。主な要因は、配当金の支払額377百万円及び長期借入金の返済による支出86百万円によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における研究開発活動の金額は97百万円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 未現在発行数(株) (令和2年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和2年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,611,300	21,611,300	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であります。
計	21,611,300	21,611,300		

(注)「提出日現在発行数」欄には、令和2年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	令和元年12月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 57
新株予約権の数(個)	1,879(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	187,900(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	令和3年10月1日から 令和7年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,351 資本組入額 (注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

新株予約権の割当日(令和2年1月17日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認め付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員のいずれかの地位にある場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者の権利行使可能な新株予約権の個数の上限は以下のとおりとする。なお、それぞれ計算の結果1個未満の数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

イ 令和3年10月1日から令和4年9月30日まで：割り当てられた新株予約権の数に30%を乗じた数

ロ 令和4年10月1日から令和5年9月30日まで：割り当てられた新株予約権の数に60%を乗じた数(ただしイに定める数を含むものとする。)

ハ 令和5年10月1日以降：割り当てられた新株予約権の数に100%を乗じた数(ただしイロに定める数を含むものとする。)

新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1.に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

イ 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ロ 再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行行使することができる期間

新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

イ 以下の 、 、 、 または のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- 新株予約権者が、(注)3. から に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、取締役会が別途定める日に、当社は無償でその新株予約権を取得することができる。

その他の新株予約権の行使の条件

(注)3. に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和2年3月31日	-	21,611,300	-	3,826	-	3,611

(5) 【大株主の状況】

令和2年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
山田 英二郎	福岡県福岡市中央区	5,405,000	25.01
山田 恵美	福岡県福岡市中央区	3,760,000	17.40
株式会社ラブリス	福岡県福岡市中央区赤坂1丁目14-22	3,054,000	14.13
公益財団法人新日本先進医療研究財団	福岡県福岡市中央区赤坂1丁目14-22	2,186,000	10.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,210,000	5.60
後藤 孝洋	福岡県大野城市	890,000	4.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	447,000	2.07
BBH(LUX)FOR FIDELITY FUNDS- JAPAN AGGRESSIVE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2A RUE ALBERT BORSCHETTE LUXEMBOURG L-1246 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	296,900	1.37
八重樫 宏志	福岡県福岡市西区	268,800	1.24
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ ABERDEEN STANDARD SICAV I CLIENT ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD- HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	260,100	1.20
計		17,777,800	82.26

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1,210,000株
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 447,000株

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和2年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,610,000	216,100	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	1,300		
発行済株式総数	21,611,300		
総株主の議決権		216,100	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(令和2年1月1日から令和2年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和元年9月30日)	当第2四半期会計期間 (令和2年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,576	10,700
売掛金	2,913	2,418
商品	964	1,084
その他	326	303
貸倒引当金	87	73
流動資産合計	14,693	14,433
固定資産		
有形固定資産	2,140	2,100
無形固定資産	653	555
投資その他の資産	1,088	1,068
固定資産合計	3,882	3,725
資産合計	18,575	18,159

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和元年9月30日)	当第2四半期会計期間 (令和2年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	416	456
1年内返済予定の長期借入金	173	173
未払金	2,297	1,948
未払法人税等	848	449
賞与引当金	201	200
ポイント引当金	264	373
返品調整引当金	39	39
その他	303	256
流動負債合計	4,544	3,898
固定負債		
長期借入金	936	849
退職給付引当金	149	153
役員退職慰労引当金	150	158
その他	36	11
固定負債合計	1,272	1,172
負債合計	5,817	5,071
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,826	3,826
資本剰余金	3,817	3,817
利益剰余金	5,113	5,421
株主資本合計	12,757	13,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	0
評価・換算差額等合計	1	0
新株予約権	-	21
純資産合計	12,758	13,087
負債純資産合計	18,575	18,159

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自平成30年10月1日 至平成31年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自令和元年10月1日 至令和2年3月31日)
売上高	16,546	16,834
売上原価	2,407	2,540
売上総利益	14,139	14,293
返品調整引当金繰入額	0	0
差引売上総利益	14,138	14,293
販売費及び一般管理費	12,691	13,195
営業利益	1,447	1,098
営業外収益		
受取配当金	2	18
受取賃貸料	6	5
その他	4	2
営業外収益合計	12	27
営業外費用		
為替差損	6	4
投資有価証券評価損	32	16
その他	1	1
営業外費用合計	40	22
経常利益	1,419	1,103
特別損失		
固定資産除却損	-	2
特別損失合計	-	2
税引前四半期純利益	1,419	1,100
法人税、住民税及び事業税	608	400
法人税等調整額	54	13
法人税等合計	554	414
四半期純利益	865	685

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自平成30年10月1日 至平成31年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自令和元年10月1日 至令和2年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	1,419	1,100
減価償却費	201	219
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	14
賞与引当金の増減額(は減少)	36	1
ポイント引当金の増減額(は減少)	109	109
返品調整引当金の増減額(は減少)	0	0
退職給付引当金の増減額(は減少)	8	3
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	32	8
受取利息及び受取配当金	2	18
支払利息	1	1
固定資産除却損	-	2
投資有価証券評価損益(は益)	32	16
売上債権の増減額(は増加)	40	495
たな卸資産の増減額(は増加)	134	130
仕入債務の増減額(は減少)	49	40
未払金の増減額(は減少)	313	329
その他	42	49
小計	1,523	1,452
利息及び配当金の受取額	1	0
利息の支払額	1	1
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	281	754
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,242	697
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	125	84
無形固定資産の取得による支出	87	25
投資有価証券の取得による支出	326	44
投資有価証券の売却による収入	-	30
その他	0	18
投資活動によるキャッシュ・フロー	539	105
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	86	86
株式の発行による収入	5,703	-
配当金の支払額	353	377
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,263	464
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	3
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,967	124
現金及び現金同等物の期首残高	2,954	10,576
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,922	10,700

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成30年10月1日 至 平成31年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自 令和元年10月1日 至 令和2年3月31日)
広告宣伝費	4,881百万円	5,317百万円
販売促進費	1,497 "	1,720 "
発送配達費	1,369 "	1,144 "
代行手数料	675 "	578 "
外注委託費	1,022 "	1,163 "
給与手当	723 "	733 "
賞与引当金繰入額	201 "	196 "
減価償却費	201 "	217 "

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成30年10月1日 至 平成31年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自 令和元年10月1日 至 令和2年3月31日)
現金及び預金	8,922百万円	10,700百万円
現金及び現金同等物	8,922百万円	10,700百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 平成30年10月1日 至 平成31年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年12月20日 定時株主総会	普通株式	353	350	平成30年9月30日	平成30年12月25日	利益剰余金

(注) 当社は、平成31年3月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額については、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成31年3月31日付で、第1回新株予約権の全部行使に伴う払込みを受けております。この結果、当第2四半期累計期間において資本金が2,880百万円、資本準備金が2,880百万円増加し、当第2四半期会計期間末において資本金が3,130百万円、資本準備金が2,914百万円となっております。

当第2四半期累計期間(自 令和元年10月1日 至 令和2年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年12月20日 定時株主総会	普通株式	378	17.5	令和元年9月30日	令和元年12月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは化粧品、ヘルスケアに関わる商品の通信販売、直営店舗販売・卸売販売及び海外販売であります。直営店舗販売・卸売販売及び海外販売の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成30年10月1日 至平成31年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自令和元年10月1日 至令和2年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	74円62銭	31円74銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	865	685
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	865	685
普通株式の期中平均株式数(株)	11,594,157	21,611,300
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	31円62銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	80,765
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

- (注) 1. 前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、平成31年3月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和2年5月13日

新日本製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 本 芳 樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 只 隈 洋 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている新日本製薬株式会社の令和元年10月1日から令和2年9月30日までの第32期事業年度の第2四半期会計期間(令和2年1月1日から令和2年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、新日本製薬株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。